



2024年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社ラバブルマーケティンググループ  
代表者名 代表取締役社長 林 雅之  
(コード番号：9254、東証グロース)  
問合せ先 執行役員 コーポレート本部管掌 中川 徳之  
(TEL. 03-6381-5291)

## 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度導入に関するお知らせ

当社は、2024年12月25日開催の取締役会において、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2025年1月30日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### I. 株式報酬型ストック・オプションの付与の目的

当社は、当社取締役（社外取締役を含む）に対し、当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社取締役（社外取締役を含む）の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与することにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

#### II. 株式報酬型ストック・オプション制度の概要

##### 1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月26日付定時株主総会において、賞与を含め1事業年度あたり年額100百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）。

このたび、取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を喚起するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の基本報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対し、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬を、年額12,450千円以内（うち、社外取締役については年額3,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）で支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案は、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当であると考えております。

報酬として付与される新株予約権の具体的な付与の時期及び割当数は、取締役会の決議により、上記報酬等の総額の範囲内で決定いたします。

ストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。

ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきまして、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

また、本件のストック・オプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく対象取締役の報酬債権をもって相殺する方法により払込がなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役2名）となります。

## 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の発行要項）

### （1）新株予約権の数

本定時株主総会開催日から1年以内に対象取締役等に割り当てる新株予約権の個数は77個を上限とする。

### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### （3）新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

### （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### （5）新株予約権を行使することができる期間

2026年2月1日から2035年1月31日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### （6）新株予約権の行使の条件

① 2025年10月期までの事業年度に係る調整後EBITDAが200,000千円を超過した場合に行使することができる。なお、調整後EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等における営業利益に減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用を加算した額とする。

② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了若しくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任若しくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

④ 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### （7）譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### （8）新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

### （9）新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上